

宿泊約款

General Conditions for Accommodation

適用範囲

- 第1条1 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

- 第2条1 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

- 第3条1 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで、賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条1 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

- 第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が法人で、その役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 福島県旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。

宿泊客の契約解除

- 第6条1 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当施設の契約解除権

- 第7条 1 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

- 第8条 1 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするとき、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
 - (5) その他当施設が必要と認める事項

客室の使用時間

- 第9条 1 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、基本的に午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の1/3
 - (2) 超過6時間までは、室料金の1/2
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額
- 3 上記料金に消費税・入湯税を加えてお支払いいただきます。

利用規則の遵守

- 第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に提示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

- 第11条 1 当施設の主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
イ 玄関門限 午後11時 ロ フロントサービス 午前7時30分から午後12時まで
 - (2) 飲食等(施設)サービス時間 別紙掲載
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

- 第12条 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、ご予約時に締結した宿泊料金によります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた小切手、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時に行っていただきます。
 - 3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
 - 4 当施設の利用により、宿泊客にサービスを提供した場合、料金を申し受ける場合があります。

当施設の責任

- 第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 第14条 1 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについては、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第15条 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品の保管に関しては、宿泊客の責任に於いて行なって下さい。当施設の過失により滅失、毀損等の損害が生じたとき以外は、その損害の賠償はいたしかねますのでご承知下さい。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 第16条 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

駐車責任

第17条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の算定方法

(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金(1)	①基本宿泊料 室料 ②税金(入湯税、消費税)
	追加料金(2)	③飲食料及びその他の利用料金 ④税金(入湯税、消費税)

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

(備考)

1. 宿泊料は、ご予約時に締結した宿泊料金によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%、子供用食事のみを提供したときは40%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、入館料をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

		不泊 当日	前日	2日前	3日前
一般	14名まで	100%	80%	50%	30%
団体	15名～50名まで	100%	80%	50%	30%
	50名以上	100%	80%	50%	30%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

ご利用規則

お客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条にもとづいて、次の通り利用規則を定めておりますのでお守り下さい。若し遵守いただけない場合には、宿泊約款第7条により、やむを得ずご宿泊並びに諸施設のご利用をお断り申しあげることがございます。又事故のおきた場合にお客様に責任のご負担をいただき、当施設はその責任を負わない事もありますので特にご留意くださいますように、お願い申し上げます。

1. 貴重品

ご滞在中は貨幣(現金)、有価証券、貴金属その他の高価品の保管については宿泊客の責任に於いて行って下さい。当施設は紛失又は盗難によって生じた損害を賠償いたしかねますので、ご承知下さい。

2. 部屋の鍵

- 1) ご滞在中お部屋から出られる際は施錠をご確認下さい。
- 2) 外出される際、鍵は必ずフロントにお預け下さい。
- 3) 在室中及び就寝の際は必ずドアの「鍵」をお掛け下さい。

3. 客室内

- 1) 客室内では、設置されている暖房器具等以外の火気及びアイロン等をご利用にならないで下さい。
- 2) 火災になりやすい場所、特にベッドの上での喫煙はなさないで下さい。
- 3) 客室を当施設の許可なく営業行為・事務所・パーティなど宿泊以外の目的にご使用なさないで下さい。
- 4) 当施設の許可なく客室内の備品を移動したり又は客室内に造作を施し、或は改造したりしないで下さい。
- 5) 施設外観を損なうようなものを窓側におかないで下さい。

4. お預り物

お預り物の保管期間は、特にご指定のない限り下記の通りとさせていただきます。保管期間を経過したお預り物は、処分させていただきますので、ご承知下さい。

- 1) 遺失物 6ヶ月

5. 施設内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持込又は行為はご遠慮願います。

- 1) 発火または引火性のもの。
- 2) 悪臭を発するもの。
- 3) その他法令で所持を禁じられているもの。
- 4) とばくや風紀を乱すような行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- 5) 備付品の移動又は使用目的以外のご利用。
- 6) 広告、宣伝物の配布、物品の販売等。

6. 個人情報保護基本方針

ホテルパームスプリング(以下、当社)は、ご利用になるお客様のプライバシーを尊重いたします。

氏名や住所、メールアドレスのような個人を特定できるような情報(個人情報)をご提供いただく場合がございます。当社は、このような個人情報の取扱いにあたって、以下のようなプライバシーポリシーを定めております。

7. 個人情報保護の取り扱い

- ・当社は、お客様から収集いたします個人情報が重要なプライバシー情報であると認識し、その収集にあたり収集目的を明確にし、収集した個人情報は適切に取り扱います。
- ・当社は、お客様の個人情報を適切かつ慎重に管理し、外部への漏洩防止に努めております。また、外部からの不当なアクセスや個人情報の紛失・改ざん等の危険に対しては、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施し、お客様の個人情報の保護に努めております。
- ・当社は、お客様に無断で個人情報を収集し、第三者に開示することはありません。ただし、法的な根拠が認められる場合はこの限りではありません。

海と緑のカジュアルリゾート
いわき湯本温泉



Hotel
Palmspring

総支配人

ホテル パームスプリング
〒972-8325 福島県いわき市常磐白川町寺丁田18番地
TEL 0246(43)3011(代表) FAX 0246(42)3741